

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の経営基盤及び競争力を向上させることにより市内産業の持続的な発展を図るため、中小企業者による経営改善、販路拡大、新製品・新技術の研究開発、環境経営等の事業費に対して補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者又は綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「企業立地条例」という。）第5条に規定する事業計画の認定を受け、操業を開始した中小企業者又は当該中小企業者2社以上により組織された団体。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業及び企業立地条例に係る認定を受け、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成25年総務省告示第405号

)に分類される製造業である者

(3) 納期限の到来した市税を完納している者

(4) 綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者

(5) あやせ工場スマートナビに自社及び団体を組織する中小企業者が、企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる事業のうち、補助金の交付申請をする年度内に事業が完了するものとする。

(1) 経営アドバイザー派遣事業 経営革新、販路拡大又は新規事業展開等に取り組むために、公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する経営アドバイザー派遣事業を利用する事業

(2) 見本市等出展事業 国内又は海外において開催され、30以上の出展がある見本市、展示会、博覧会、品評会その他これらに類するものとして市長が認めたものに出席する事業(綾瀬市が主催又は共催をする見本市等は除く。)

(3) 産業財産権取得事業 新製品、新技術等に係る国内における特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を取得する事業

(4) 企業間及び産学公連携事業 市内中小企業が大学等と共同で新技術・製品に関する研究開発、技術革新に取り組む事業又は市内中小企業2社以上共同で新技術・商品の開発を行う事業

(5) 環境経営支援事業 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・登録を新規に取得する事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 複数の企業等が、補助対象事業に要する経費を分割して負担する場合は、その実負担額を補助対象経費とする。

3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

4 国及び県等、同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合、その補助金額

については控除する。ただし、本市が措置している同様の趣旨の他の補助金等と重複して申請することはできない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業説明書(第2号様式)
- (2) 団体における申請の場合は、団体名簿(第3号様式)
- (3) 反社会的勢力に係る誓約書(第4号様式)
- (4) 役員等一覧表(第5号様式)
- (5) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による申請は、第3条に規定する補助対象者が同一年度において実施する別表に掲げる各事業につき1回(見本市等出展事業を除く。)とする。ただし、環境経営支援事業については、初回認証・登録のみとする。

3 補助事業完了後に補助金の交付を申請する場合は、第13条の実績報告書を添付しなければならない。

(補助金の決定通知)

第7条 市長は、第6条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付(不交付)決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市中小企業活性化事業補助金変更(中止)承認申請書(第7号様式)により、申請するものとする。

(変更等の承認通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市中小企業活性化事業補助金変更(中止)承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消す

ことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

(交付決定の取消通知)

第11条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市中小企業活性化事業補助金実績報告書(第10号様式)によるものとし、同項の市長の定める期日は、事業完了日の属する年度の3月31日とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 綾瀬市中小企業技術者養成事業補助金交付要綱(平成12年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 綾瀬市産業財産権取得事業補助金交付要綱(平成17年4月1日制定)は、廃止する。
- 4 綾瀬市経営アドバイザー派遣事業補助金交付要綱(平成21年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和4年1月13日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
経営アドバイザー派遣事業	経営アドバイザーに支払う謝金総額のうち、公益財団法人神奈川産業振興センターが負担する金額を控除した費用	左記により計算した額とする。
見本市等出展事業	見本市等への出展に要する次に掲げる費用 (1) 会場使用料（主催者に支払う小間料及び電源・照明・什器等の使用料、オンライン見本市においては、登録料、参加料等） (2) 展示品及び配布資料の作成委託費（オンライン見本市においては、コンテンツ作成費用等） (3) 輸送委託費 (4) 保険料（展示品に対する保険に限る） (5) 翻訳及び通訳委託費	経費の2分の1以内の額とし、同一年度内で20万円を限度とする。（経費を外貨で支払った場合は、支払日の為替レートに基づき、日本円に換算し、補助金の額を算出する。）
産業財産権取得事業	産業財産権の取得に要する次に掲げる費用 (1) 出願料 (2) 審査請求料 (3) 登録料（初回納付分） (4) 技術評価書請求料 (5) 弁理士等代理人に要する費用	経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。（1出願案件に対する補助は、1回限りとする。）
企業間及び産学公連携事業	新技術・製品の共同研究等のために要する次に掲げる費用 (1) 機械装置費 (2) 研究経費 (3) 調査費 (4) 委託費	経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。（同一開発について3年度を限度に継続申請を認める。）

	<p>(5) 検査費</p> <p>(6) その他企業間連携に必要な経費として市長が認めたもの</p>	
環境経営支援事業	<p>「エコアクション21」の新規取得に要する次に掲げる費用</p> <p>(1) 審査費用（審査人の交通費・宿泊費を含む）</p> <p>(2) 認証・登録料</p> <p>(3) コンサルタント委託費</p>	<p>経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。（1審査案件に対しての補助金は、1回限りとする。既に認証を受けている事業所は対象外とする。更新登録費は対象外とする。）</p>

各補助対象事業のうち、消費税等については、補助対象経費から除くものとする。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地
事業所名
代表者職・氏名
電話番号（ ）
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、交付決定にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 申請者概要	業種		市内操業 開始年月日	年 月 日
	資本金	円	従業員数	人
資本金の2分の1以上を大企業が所有していない。 役員のうち2分の1以上を大企業が占めていない。				
2 補助対象事業	経営アドバイザー派遣事業 産業財産権取得事業 環境経営支援事業		見本市等出展事業 企業間及び産学公連携事業	
3 総事業費 (補助対象経費)				円 (円)
4 申請金額				円
5 添付書類	(1) 事業説明書（第2号様式） (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第4号様式） (3) 役員名簿 (4) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第6条関係）その1

経営アドバイザー派遣事業説明書

相 談 内 容		
派遣者職名・氏名	職名	氏名
派 遣 期 間 等	年 月 ~ 年 月 合計 回	
添 付 書 類	(1) (公財) 神奈川産業振興センターが交付する経営アドバイザー派遣事業決定通知書の写し (2) (公財) 神奈川産業振興センターへの負担金の払い込みを証明する書類の写し	

第2号様式（第6条関係）その2

見本市等出展事業説明書

出展する見本市・ 展示会等の内容	名 称	
	会 場	
	開催日（期間）	
	主 催 者	
	展示する製品名 及び製品の概要	
出 展 費 用	(1) 会 場 使 用 料	円
	(2) 展示品・配布資料 作成委託費	円
	(3) 輸 送 委 託 費	円
	(4) 保 険 料	円
	(5) 翻 訳 ・ 通 訳 委 託 費	円
	補助対象経費 (費用合計)	(円)
添 付 書 類	当該見本市等のパンフレット	

第2号様式(第6条関係)その3

産業財産権取得事業説明書

取得する 産業財産権	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
出願名称				
対象経費区分	出願	審査請求	登録	技術評価書請求
本年度中に審査機関 等に支払う費用	出願料			円
	審査請求料			円
	登録料			円
	技術評価書請求料			円
	弁理士等代理人 に要する費用			円
	補助対象経費 (費用合計)			円 (円)
添付書類				

第2号様式(第6条関係)その4

企業間及び産学公連携事業説明書

共同研究開発名等		
開発研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
申請者	企業名	
	研究・開発における役割	
グループ構成企業	企業名	
	研究・開発における役割	
グループ構成企業	企業名	
	研究・開発における役割	
大学等	名称	
	代表者名	
	所在地	
	電話	
	F A X	
	担当者	
	研究・開発における役割	
添付書類	(1) 企画書、当該年度予算書、長期・短期計画書等事業の概要 (2) 企業間または産学公連携を証明する書類の写し	

第2号様式（第6条関係）その5

環境経営支援事業説明書

名 称	エコアクション21	
認 証 ・ 登 録 日	年	月 日
認 証 ・ 登 録 番 号		
本 年 度 中 に 支 払 う 費 用	審 査 費 用	円
	審査人の交通費・ 宿泊費	円
	認 証 ・ 登 録 料	円
	コンサルタント委託費	円
	補 助 対 象 経 費 (費用合計)	円 (円)
添 付 書 類	(1) 審査、認証・登録等に要した費用の明細が分かる書類 (2) 補助対象経費の払い込みを証明する書類の写し	

第3号様式（第6条関係）

団 体 名 簿

団体名			
代表者			
	事業所名	代表者氏名・生年月日	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
<p>【要件証明事項】</p> <p>本団体構成員は、市内で1年以上継続して事業を営んでいる又は綾瀬市中小企業融資制度の創業支援融資を受けている若しくは綾瀬市企業の立地促進等に関する条例に係る認定を受け、操業を開始していることを証明いたします。</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者</p>			

本様式に代わって、任意の書式による団体名簿の提出も可能とする。

第4号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商号又は名称
代表者役職名・氏名
電話番号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第5号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
 商号又は名称
 代表者役職名・氏名
 電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。

また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった中小企業活性化事業補助金の交付については、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	
2 決定区分	交付する 交付しない（理由 ）
3 補助金交付 決定額	円
4 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱の遵守

第7号様式（第8条関係）

綾瀬市中小企業活性化事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地
事業所名
代表者職・氏名
電話番号（ ）
担当者所属・氏名

年 月 日付けで決定を受けた綾瀬市中小企業活性化事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止）前の決定額	変更（中止）後の決定額
円	円

2 変更（中止）の理由

第 8 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	承認する 承認しない（理由 ）
2 変更後 交付決定額	円

第9号様式(第11条関係)

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市中小企業活性化事業補助金について、綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第10号様式（第13条関係）

綾瀬市中小企業活性化事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地
事業所名
代表者職・氏名
電話番号（ ）
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業活性化事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

なお、交付にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助対象事業	経営アドバイザー派遣事業 産業財産権取得事業 環境経営支援事業	見本市等出展事業 企業間及び産学公連携事業
2 総事業費 （補助対象経費）	(円 円)
3 補助金交付 決定額		円
4 事業効果		
5 添付書類	(1) 見本市等出展事業及び産業財産権取得事業については、補助対象経費の払い込みを証明する書類の写し 【産業財産権取得事業の例】 特許願、出願審査請求書弁理士事務所からの領収書等 (2) 企業間及び産学公連携事業については研究・開発に係る報告書、補助経費の払い込みを証明する書類の写し (3) 環境経営支援事業については、認証・登録証の写し	